

関東信越税理士会越谷支部による平成26年分 所得税・復興特別所得税の還付申告会を開催します

平成26年分所得税・復興特別所得税の還付申告を受付けします。当日は申告書を作成し、提出することができます。混雑が予想されますので、時間にゆとりを持ってお越しください。

■日時／1月29日(木)

午前9時30分～11時、午後1時～3時

※混雑状況により、午前の受付であっても申告の受付が午後になることもあります。

■場所／役場第二庁舎3階 301会議室

■対象／年金受給者の方・年末調整が済んでいない方・医療費控除を受ける方

役場では、住宅ローン控除のある方、給与収入又は年金収入以外の収入のある方の申告は受付できません。越谷税務署又はイオンレイクタウン Kaze3階イオンホール会場へお願いします。(※日程については、6ページ下部をご確認ください。)

■必要なもの【共通】

- ①平成26年分の給与所得又は公的年金等の源泉徴収票(コピー不可)
- ②印かん・筆記用具・計算器具(電卓など)
- ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名・口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し

◇年金受給者の方・年末調整が済んでいない方

左記①から④のほかに

ア 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類

イ 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)

ウ 生命保険料・地震保険料の控除証明書など

◇医療費控除を受ける方

左記①から④のほかに

ア 平成26年1月1日から12月31日までに支払った医療費の領収書(原本)(事前に個人及び支払先ごとに集計し、お持ちください。)

イ アの支払った医療費について、社会保険や生命保険などから補てんされた金額の分かる書類(例：出産育児一時金や入院給付金など)

税理士事務所における無料相談会(相談内容によっては有料となります。)

■日時／2月1日(日)～15日(日)(土・日曜日、祝日を除く。)午前10時～正午・午後1時～4時

■場所／最寄りの各税理士事務所

■対象／年金受給者の方・年末調整が済んでいない方・医療費控除を受ける方

※相談会にお越しの際には、関東信越税理士会越谷支部(☎048-962-6131)へ事前に電話連絡をお願いします。事前予約により、土・日曜日、祝日でも受けることができる場合があります。

越谷税務署・イオンレイクタウンで所得税・ 復興特別所得税の還付申告ができます

■場所・日時

▶越谷税務署

1月5日(月)～2月10日(火)(土・日曜日、祝日を除く。)

午前8時30分～午後5時(混雑が予想されるため、午後4時までにお越しください。)

▶イオンレイクタウンKaze3階イオンホール会場

2月12日(木)～3月16日(月)(土・日曜日を除く。ただし、2月22日及び3月1日の日曜日は受付けません。)

午前9時～午後4時

上記期間は越谷税務署では申告することができませんのでご注意ください。

※確定申告期間中(2/16～3/16)は大変混雑が予想されます。還付申告の方は早めの申告をお勧めします。

確定申告は簡単で便利な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。